

広島市規則第10号

令和8年3月11日

広島市保育園条例施行規則及び広島市阿戸認定こども園条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市保育園条例施行規則及び広島市阿戸認定こども園条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(広島市保育園条例施行規則の一部改正)

第1条 広島市保育園条例施行規則(昭和23年10月4日広島市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第4条の表三田保育園の項中「30人」を「20人」に改め、同表いずみ保育園の項中「52人」を「42人」に改め、同表久地保育園の項中「38人」を「21人」に改め、同表湯来保育園の項中「26人」を「20人」に改め、同表湯来南保育園の項中「54人」を「45人」に改める。

(広島市阿戸認定こども園条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 広島市阿戸認定こども園条例施行規則等の一部を改正する規則(令和7年広島市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち広島市阿戸認定こども園条例施行規則(平成27年広島市規則第49号)第5条に表を加える改正規定中「68人」を「61人」

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、
公布の日から施行する。